

「用途制限」一覧(法48条各項、別表第2)

建築物	用途地域	住宅地						商業地		工業地				
		第1低層住専	第2低層住専	第1中高層住専	第2中高層住専	第1住居	第2住居	準住居	田園住居	近隣商業	商業	準工業	工業	工業専用
①	・ 神社・寺院・教会等・保育所等・公衆浴場・診療所 ・ 巡査派出所・公衆電話所等 ・ 老人福祉センター・児童厚生施設等	A	A						A					
②	・ 住宅・共同住宅・寄宿舎・下宿 ・ 店舗等との兼用住宅で、兼用店舗等の部分の床面積が一定規模以下のもの ・ 図書館・博物館・老人ホーム・身体障害者福祉ホーム等													
③	・ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校													
④	・ 大学・高等専門学校・専修学校・各種学校・病院													
⑤	・ 2階以下かつ床面積の合計が300㎡以下の自動車車庫													
⑥	・ 床面積の合計が150㎡以内の一定の店舗・飲食店等 (日用品販売店舗・食堂・喫茶店・理髪店・美容院・洋服店・パン屋・米屋・学習塾・華道教室等)								■					B
⑦	・ 床面積の合計が500㎡以内の一定の店舗・飲食店等(物品販売業を営む店舗・飲食店・銀行の支店・損害保険代理店・宅地建物取引業を営む店舗等)													B
⑧	・ 上記以外の物品販売業を営む店舗・飲食店				C	D	E	E					E	
⑨	・ 事務所等				C	D								
⑩	・ 自動車教習所・床面積の合計が15㎡を超える畜舎					D								
⑪	・ ボーリング場・スケート場・水泳場・スキー場・ゴルフ練習場・バットニング練習場					D								
⑫	・ カラオケボックス等													
⑬	・ マージャン屋・ぱちんこ屋・射的場・勝馬投票券発売所等													
⑭	・ ホテル・旅館					D								
⑮	・ 営業用倉庫・自動車車庫(3階以上又は床面積の合計が300㎡を超えるもの)													
⑯	・ 劇場・映画館・演芸場・観覧場(いずれも客席の部分の床面積の合計が200㎡未満のもの)													
⑰	・ 劇場・映画館・演芸場・観覧場(いずれも客席の部分の床面積の合計が200㎡以上のもの)													

- A)一定規模(600㎡)以下のものに限って建築できる。
- B)物品販売店舗、飲食店が建築禁止。
- C)当該用途に供する部分が2階以下でかつ1,500㎡以下の場合に限り建築できる。
- D)当該用途に供する部分が3,000㎡以下の場合に限り建築できる。
- E)当該用途に供する部分が10,000㎡以下の場合に限り建築できる。
- 農産物直売所、農家レストラン等のみ。2階以下。

建築できない用途
 建築できる用途